

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料3-4
令和3(2021)年5月7日	

検討の進め方 (案)

検討の進め方（案）

- 令和2年改正事項への対応に係る論点について検討したのち、
令和3年改正法案への対応に係る論点について検討する。

※ 令和3年改正法案については、公布後原則1年以内に施行とされていることから、
国会での審議の状況を踏まえながら対応

- 本年秋ごろには、パブリックコメントを実施する必要があることから、
少数の委員で構成するタスクフォースを設置し、見直し案をまとめる。
合同会議は、タスクフォースから報告される検討経過及び結果を踏まえて
検討を行う。

2021年秋頃まで：タスクフォース月1～2回、合同会議1～2回
2021年秋頃：パブリックコメント
2021年冬頃：タスクフォース1～2回、合同会議1回
2022年1～2月：告示

「資料1：生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について（案）」抜粋

2. 運営方法

- (2) タスク・フォースの設置について
 - ・特定の事項を調査・検討するため、合同会議の下にタスク・フォースを置くことができる。
 - ・タスク・フォースの委員及びタスク・フォースの座長は、合同会議の座長が指名する。タスク・フォースの座長は、調査・検討の経過及び結果を合同会議に報告するものとする。
- (3) 議事及び会議資料の公開について
 - ・タスク・フォースを設置する場合、その議事は率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、タスク・フォース座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとするができる。